

2. 特別賞與金ヲ本給ニ繰入ルルヲ
3. 定期賞與金ヲ現在ノ倍額ニスルヲ
4. 解雇手当ヲ制定スルヲ
5. 一ヶ年末滿四十日分一ヶ年以上一ヶ月ニ付二日分宛増スヲ
五ヶ年以上一ヶ月ニ付三日分増スヲ
6. 退職手当金ヲ現在制定ノ倍額ニスルヲ
7. 定期昇給ヲ一ヶ年ニ付五錢以上ニスルヲ
8. 日曜日各夜休業スルヲ 但シ日給一日分ヲ支給スルヲト
9. 女工夜勤廢止ノ件
10. 夜勤々務一日ニ付二分ノ分増スルヲ
11. 残業分増シ二時間ニ付二分ノ分増シスルヲ
12. 各勤十二時間制ヲ十一時間制ニスルヲ
13. 社宅位居資格者ニシテ位居不可能ノ場合ハ住宅費

ヲ支給スルヲ

13. 今回嘆願ノ回答ハ三日以内ニセラレ度キヲ

右十三条ヲ以テ三菱製紙従業員ヲモテ組織スルニ友會

一同ヨリ嘆願候也

大正十四年八月廿三日

友會員 佐野 逸次

田中 元因

藤原 七三

石橋 勝